



双葉町

復興まちづくり計画 (第二次) 概要版

平成28年12月
福島県双葉町



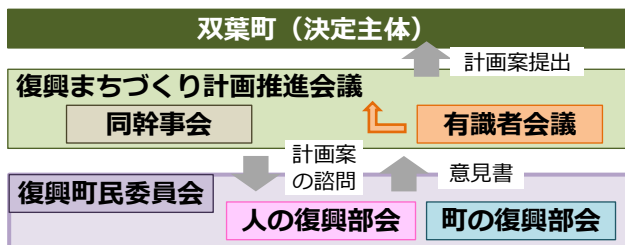
1. 策定の趣旨（目的・位置付け）

- 双葉町復興まちづくり計画（第二次）（以下「第二次計画」という。）は、これまで各計画に記載されていた「人の復興」と「町の復興」に係る各種の施策を横断的に整理し、今後5～10年程度かけて中長期的に取り組む、双葉町の復興まちづくりに関する総合計画として、新たに策定したものです。
- 策定に当たっては、町への帰還に向け、双葉町の復興まちづくりの方向性を明確にするとともに、町民にとって分かりやすく、かつ、実効性のある計画とすることを意識しました。

双葉町を取り巻く状況の変化

	～ 平成 24 年度 (2012 年)	平成 25 年度 (2013 年)	平成 26 年度 (2014 年)	平成 27 年度 (2015 年)	平成 28 年度 (2016 年)
国による避難指示と町（役場）の動き	東日本大震災（H23.3） (国)警戒区域の設定（H23.4） 「さいたまスーパーアリーナ」、加須市・旧騎西高校に避難（H23.3）	(国)双葉町の警戒区域を帰還困難区域と避難指示解除準備区域に再編（H25.5） 役場本体機能をいわき市東田町に移転（H25.6）			(国)「帰還困難区域の取扱いに関する考え方（政府方針）」発表（H28.8）
双葉町の復興への歩み			双葉町立幼稚園・小学校・中学校再開（いわき市）（H26.4） 国道6号の自由通行（H26.9） 常磐自動車道全線開通（H27.3）	(県)双葉町に復興祈念公園の立地決定（H27.4） 国土交通大臣が復興IC（仮称）について連結を許可（H27.6） 浜野地区、両竹地区の除染終了（H28.3）	(JR)JR常磐線の2019年度末の全線開通決定（H28.4） (県)双葉町にアーカイブ拠点施設の立地決定（H28.8） JR 双葉駅西側の約40ha 除染開始（H28.10）
町民等と協働して実施した取組	「夢ふたば人」主催の「双葉町ダルマ市」開催（H24.1）	「つなげようつながろうふたばのわ」創刊（H25.11） 双葉町の想いをのせた復興ロゴマークが決定（H26.3）	「FM ラジオ「双葉町情報 FMいわき発」」放送開始（H26.4） タブレット端末（情報端末）無料配布（H26.9）	記憶の町ワークショップで神戸大学の学生と双葉の街並みを再現（H27.11～12） 「双葉町ダルマ市」で5年ぶりに巨大ダルマ引きが復活（H28.1）	震災後初めての双葉町敬老会を開催（H28.10）
町の計画		双葉町復興まちづくり計画（第一次）（H25.6）	双葉町復興まちづくり長期ビジョン（H27.3） 双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画（H27.3）	双葉町内復興拠点基本構想（H28.3） 双葉町再生可能エネルギー活用・推進計画（H28.3）	双葉町復興まちづくり計画（第二次）（H28.12） 双葉町復興まちづくり計画（第二次）に基づく実施計画（アクションプラン）

2. 策定体制

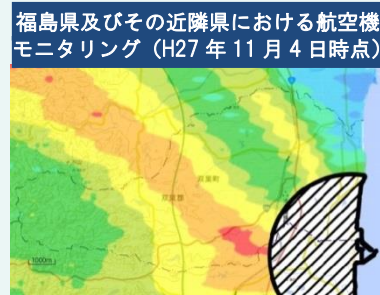
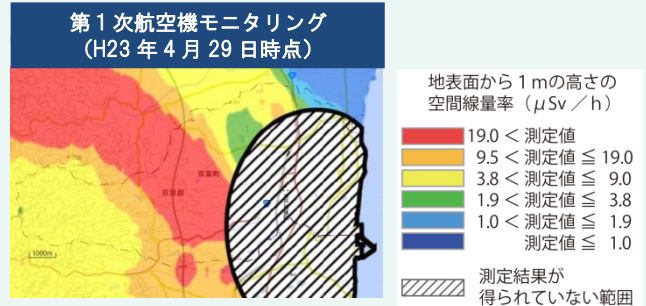
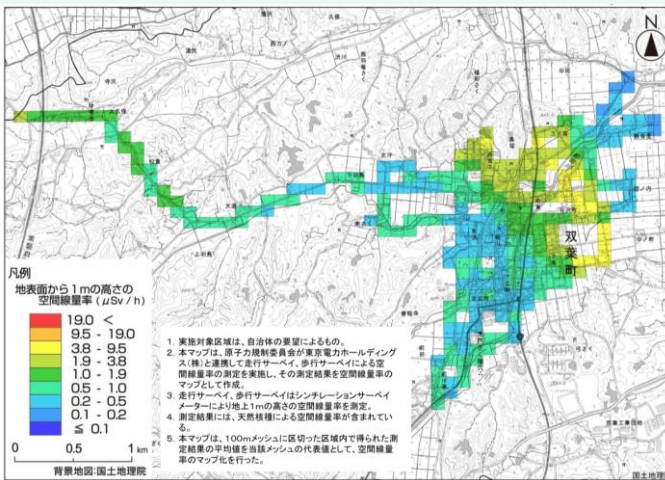


双葉町復興まちづくり計画（第二次）の策定に当たって、町民の皆様から広くご意見をいただくとともに、有識者から専門的なご提案をいただくため、左図のような体制で計画の策定作業を進めました。

3. 双葉町の復興まちづくりを取り巻く状況

① 双葉町内の空間線量率の変化

- 空間線量率については、文部科学省の「文部科学省放射線量等分布マップ拡大サイト」や原子力規制委員会の詳細モニタリング結果等で公開されています。
- 福島第一原子力発電所の事故直後から現在にかけて、空間線量率が大幅に減衰している様子を確認できます。



(上図) 文部科学省 放射線量等分布拡大サイト
空間線量率(航空機モニタリング)
「放射線量等分布マップ拡大サイト/地理院地図」より
(左図) 原子力規制委員会詳細モニタリング(双葉町)
[平成28年7月20日~21日測定]
原子力規制委員会ホームページより

② 福島第一原子力発電所の廃炉の状況

- 福島第一原子力発電所については、中長期ロードマップ*等に基づき、安全性を確認しながら廃炉作業が進められております。
- 福島第一原子力発電所については、町としても、県とも連携しながら、東京電力ホールディングス株式会社からその状況の定期連絡を受け、その安全性の監視を続けています。
- 町の復旧・復興及び町への帰還を果たしていく上での大前提となる廃炉の実施については、その安全かつ着実な推進を、国、東京電力ホールディングス株式会社に対して、引き続き強く求めていきます。

*中長期ロードマップ：福島第一原子力発電所の安全かつ着実な廃炉措置に向けた中長期の取組(工程)を明確にしたもの

③ 中間貯蔵施設

- 中間貯蔵施設については、福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を最終処分までの間、安全かつ集中的に貯蔵する施設として、福島第一原子力発電所を取り囲む形で、大熊町・双葉町に整備されています。

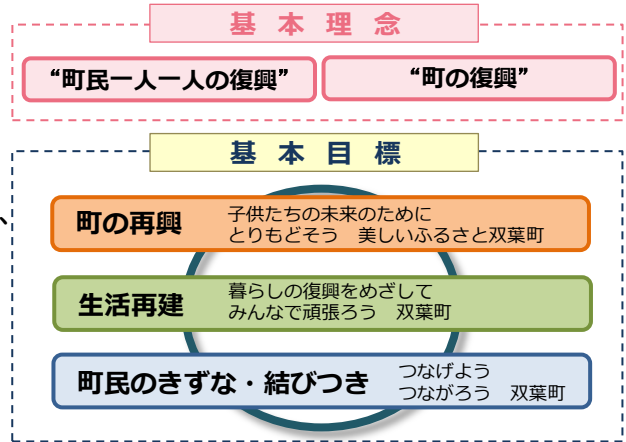
■ 中間貯蔵施設の基本的な考え方(ロードマップ) [H23年10月策定・公表]

<主な内容>

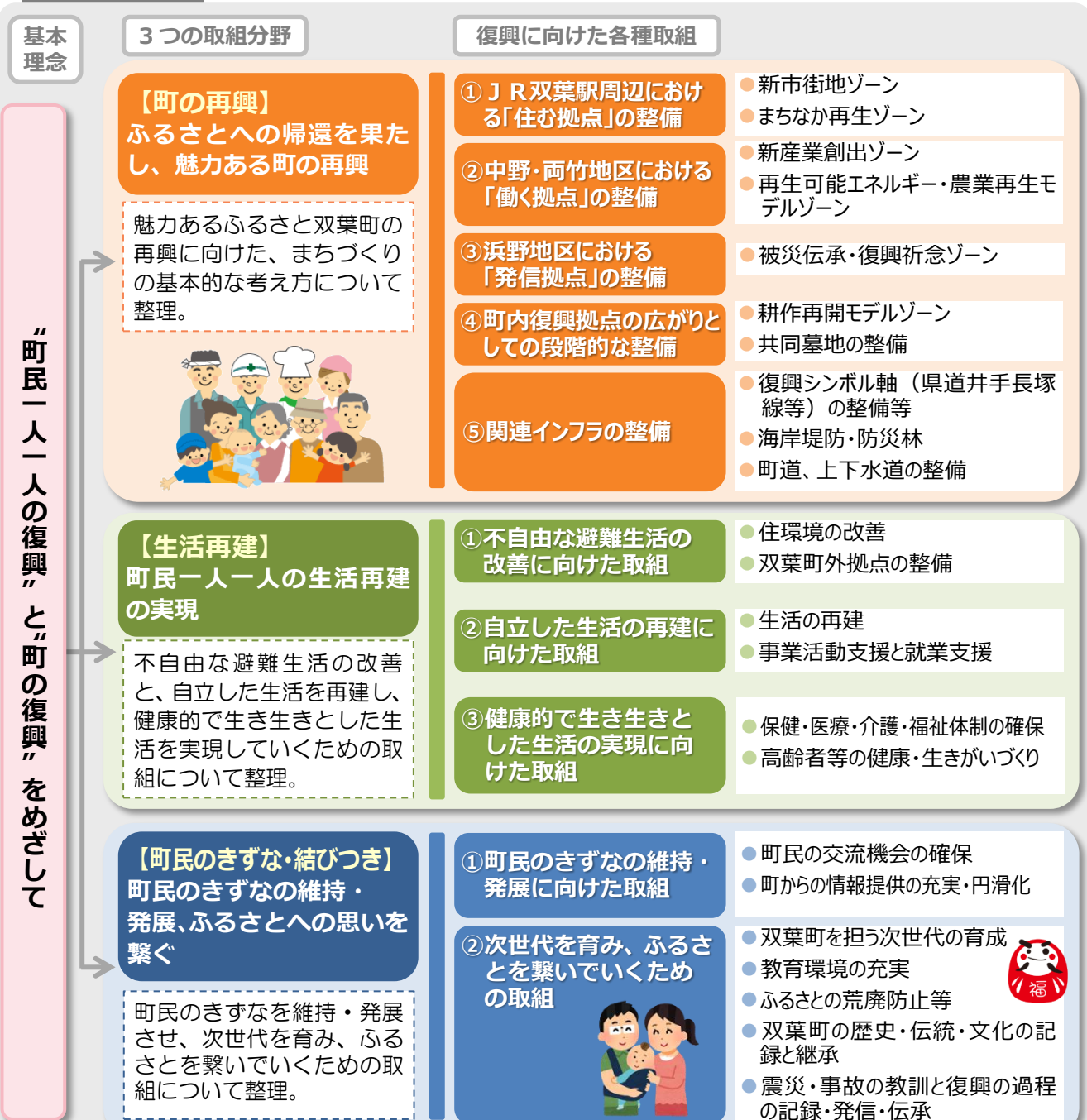
- 施設の確保及び維持管理は国が行う
- 仮置場の本格搬入開始から3年程度(平成27年1月)を目途として施設の供用を開始するよう政府として最大限の努力を行う
- 福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする
- 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する (環境省ホームページより)

1. 復興まちづくりの基本理念と基本目標

- 「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」において、双葉町の復興まちづくりの「復興像」として、2つの基本理念と3つの基本目標を定めました。
- 第二次計画においても、この考え方を踏襲し、『“町民一人一人の復興”と“町の復興”をめざして』を基本理念とし、3つの基本目標の下で、双葉町の復興に向けて全力で取り組んでいきます。

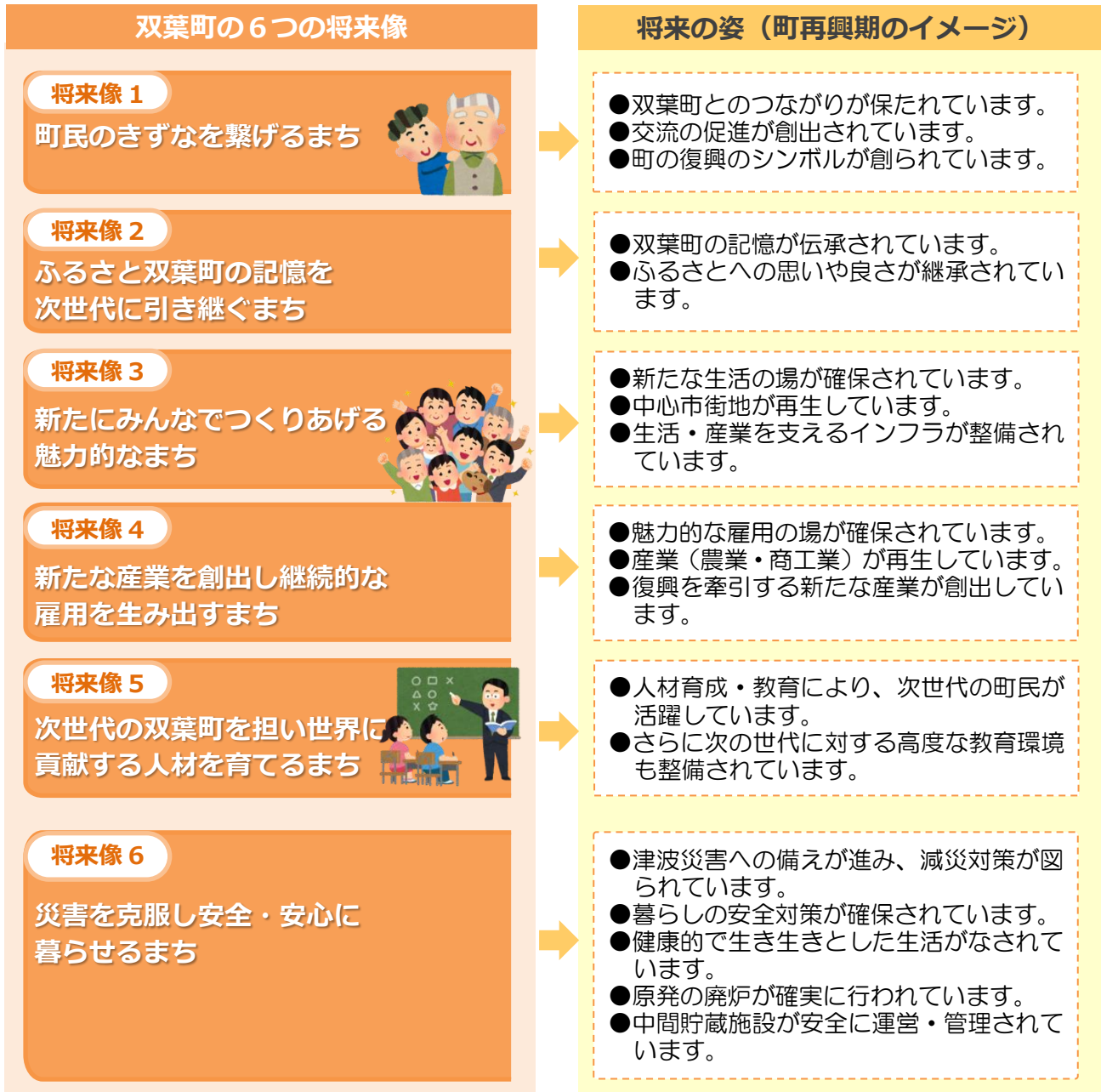


施策体系図



2. 双葉町の再興に向けたイメージ

(1) 双葉町の将来像



(2) 復興まちづくりの3つの視点

●多様な立場・考えの相互理解、町民一人一人の選択の尊重

震災から年数が経過する中で、町民の置かれている状況は様々です。町民一人一人の選択を尊重しながら復興まちづくりを推進します。

●民間と行政との協働による町民の力の結集

双葉町の復興は、民間の力だけでも行政の力だけでも成しえませんが、まちづくり会社等を活用した民間と行政との協働により、町民主体の復興まちづくりを推進します。

●広域連携による双葉郡の力の結集

双葉町を含め、双葉郡の復興に向けた取組は今後とも続きます。こうした中、周辺市町村との広域連携を図り、双葉郡の力を結集した復興まちづくりを目指します。

1. 帰還に向けた基本的な考え方

(1) 双葉町への帰還環境整備の進め方

○「帰還困難区域の取扱いに関する考え方（平成 28 年 8 月 原子力災害対策本部 復興推進会議）」が決定されました。町としても、この政府方針を受け、すでに動き出している避難指示解除準備区域における事業と並行して、帰還困難区域内の面的除染を始めとする新たな枠組みによる復興事業に可能な限り早く着手できるよう、平成 29 年度の早期に、以下の構想及び計画を作成し、国による計画の認定を求めます。

○そして、計画の認定後は、関係機関との連携により、計画の速やかな実現に向けた取組を推進します。

①双葉町の「帰還困難区域の今後の整備方針等の方向性を定めた全体構想」

○双葉町に帰還可能な環境を早期に整備するため、町内全域の復興を同時に進めるのではなく、計画的かつ段階的に取組を推進するため、「帰還困難区域の今後の整備方針等の方向性を定めた全体構想」を策定します。

②双葉町の「復興拠点整備計画」

○双葉町の復興を効果的かつ着実に推進するため、全体構想を踏まえて、復興拠点整備計画を策定します。

○「復興拠点」の設定に当たっては、魅力ある住環境と産業基盤を兼ね備えた「復興拠点」の実現を目指し、震災前の双葉町の姿や、これまでの復興まちづくり計画を踏まえ、町の意向を最大限尊重して計画を認定するよう、国に強く求めます。

【参考 1】「帰還困難区域の取扱いに関する考え方（政府方針）」の概要

- ①帰還困難区域のうち、5年を目途に避難指示を解除し、居住を可能とすることを旨とする「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備する。
- ②あわせて、広域的なネットワークを構成する主要道路の整備を行う。
- ③市町村は、復興拠点等を整備する計画を県と協議の上で策定し、国は当該計画を認定する。
- ④整備に当たっては、除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に行う。
- ⑤復興拠点等の整備が概ねできた段階で、当該地区の避難指示を解除する。なお、拠点設定の際、復興拠点等への立入規制等について必要な見直しを行う。
- ⑥これを実現するため、国は法制度、予算等を措置する。
- ⑦帰還困難区域の避難指示解除準備区域又は居住制限区域への見直しは行わない。一方、区域見直しを行わないことにより、風評被害が残って町の復興が遅れることが決まらないう、国は風評対策などを適切に講ずる。

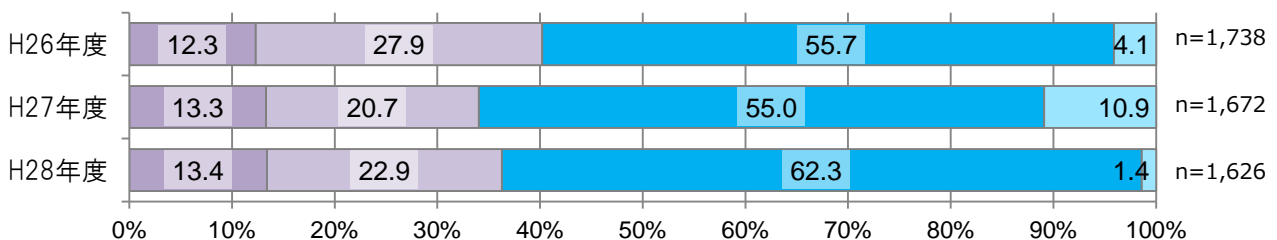


等

【参考 2】住民意向調査結果（避難指示解除後の帰還の意向）

○平成 28 年度双葉町住民意向調査は、平成 28 年 9 月 12 日から 9 月 26 日にかけて実施しました。3,355 世帯（世帯の代表者）が対象で、1,626 世帯（回収率 48.5%）の回答がありました。

○戻りたいと考えている町民は、前年度よりも 0.1%増加して 13.4%となりました。



[凡例]

■ 戻りたいと考えている（将来的な希望も含む） ■ まだ判断がつかない ■ 戻らないと決めている ■ 無回答

(2) 双葉町の避難指示解除に関する考え方

① 基本的な考え方

○双葉町の避難指示解除については、復興まちづくりの推進により次のような条件が達成された段階で、その時の科学的知見に基づき、地域の意向を十分に踏まえて進めるよう、国に求めていきます。

条件の例	①帰還環境の整備	・住宅の整備 ・電気、ガス、上下水道、交通、通信などの生活インフラの復旧 ・医療、小売などの生活関連サービスの提供開始 等
	②安全・安心の確保	・地域の放射線量が十分に低くなっていること ・福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全が確保されていること ・中間貯蔵施設の安全が確保されていること 等

② 避難指示解除準備区域（両竹・浜野地区）に関する考え方

- 双葉町の避難指示解除準備区域（両竹・浜野地区）の復興事業はすでに動き出しており、今後とも引き続き、双葉町の「働く拠点」及び「発信拠点」として、帰還困難区域内の「復興拠点」に先駆けて、その整備を推進していきます。
- 両竹・浜野地区の「働く拠点」及び「発信拠点」としての整備が進み、その避難指示が解除されれば、双葉町への人の流れの強化と、それに伴う町の復興加速化が大いに期待されます。
- 一方、津波被災地でもあるこの地区に、町として住宅を整備する計画は現時点ではないため、「働く拠点」及び「発信拠点」としての整備により、避難住民の帰還環境が整ったと考えることは適切ではありません。
- そこで、双葉町の避難指示解除準備区域については、この地域の住民が不当な扱いを受けることが決してないよう国に強く求めながら、双葉町への人の流れを創出する「復興の先駆け」として、先行的な避難指示解除を目指し、取組を推進します。
- なお、この先行的な避難指示解除に向けた取組は、双葉町の「働く拠点」及び「発信拠点」への人の流れの強化を図るための環境整備の一環として取り組むものであり、町として、先行的な住民の帰還を進めるものではありません。

(3) 帰還が可能となるまでの間における生活再建支援

○上記のような取組を早急に進めたとしても、町への帰還が可能となるまでには、今後とも単位の時間が必要です。こうした中、高速道路の無料措置、医療費の一部負担金の減免等を始めとする生活再建支援については、ふるさと双葉町から離れた生活を強いられる間、生活再建支援の延長・拡充等を国・県に強く求めます。

(4) 双葉町全域の再興に向けて

- 双葉町へ帰還可能な環境を早期に整備するためには、計画的かつ段階的に取組を推進する必要がある一方、現時点では高線量な区域も含め、双葉町全域の帰還が可能となるまで、町の復興が完全に果たされたとは言えません。
- 双葉町全域の復興に向け、帰還困難区域全域の避難指示解除への決意を示した国や県と連携しながら、今後の放射線量の低減の状況を踏まえつつ、中長期的に取組を推進します。

2. 目標人口

目標人口 **2,000人～3,000人（約10年後）**

- 将来の双葉町は、帰還する町民に加えて、中野地区復興産業拠点における就労者や、廃炉事業等に従事する方々も新たな町民として迎えて動き出すことが想定されます。
- 住民意向調査の結果や中野地区復興産業拠点等における就労者数の目標値から、約10年後には、町内で約2,000人から3,000人程度の人々が暮らし、活動していることを目標とし、取組を推進します。

【町内復興拠点のエリア別目標人口】

	駅西・新市街地	駅東・まちなか	その他
帰還する町民	800～1000人	300～500人	100～300人
新町民（就業者等）	400～500人	100～300人	300～400人

帰還環境整備の進め方イメージ

○双葉町の帰還環境は、次の3つのステップを踏みながら整備を進めていきます。

双葉町内復興拠点の集中整備

震災前の双葉町の姿や、これまでの復興まちづくり計画を踏まえ、まずは当面5年程度に取り組む「復興拠点」を設定し、国の認定を求めます。国の認定後は、避難指示解除準備区域における復興事業と併せて帰還困難区域における復興事業を集中的に推進します。

双葉町内復興拠点の低線量区域への段階的な拡張

国の認定を受けた当初の「復興拠点」の整備の進捗状況等を踏まえ、復興拠点の区域を町内の低線量区域に徐々に拡張します。

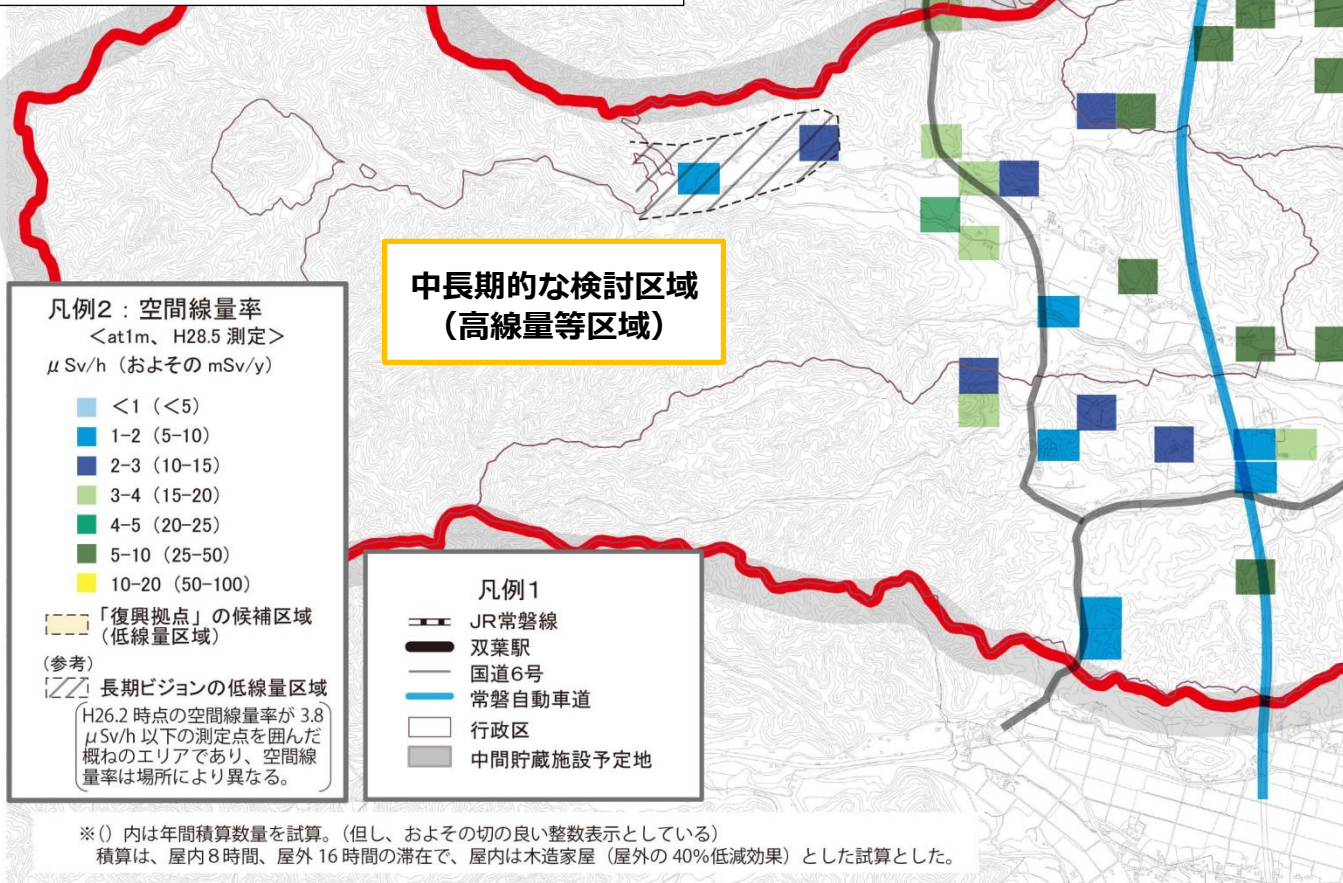
双葉町全域の再興に向けた取組

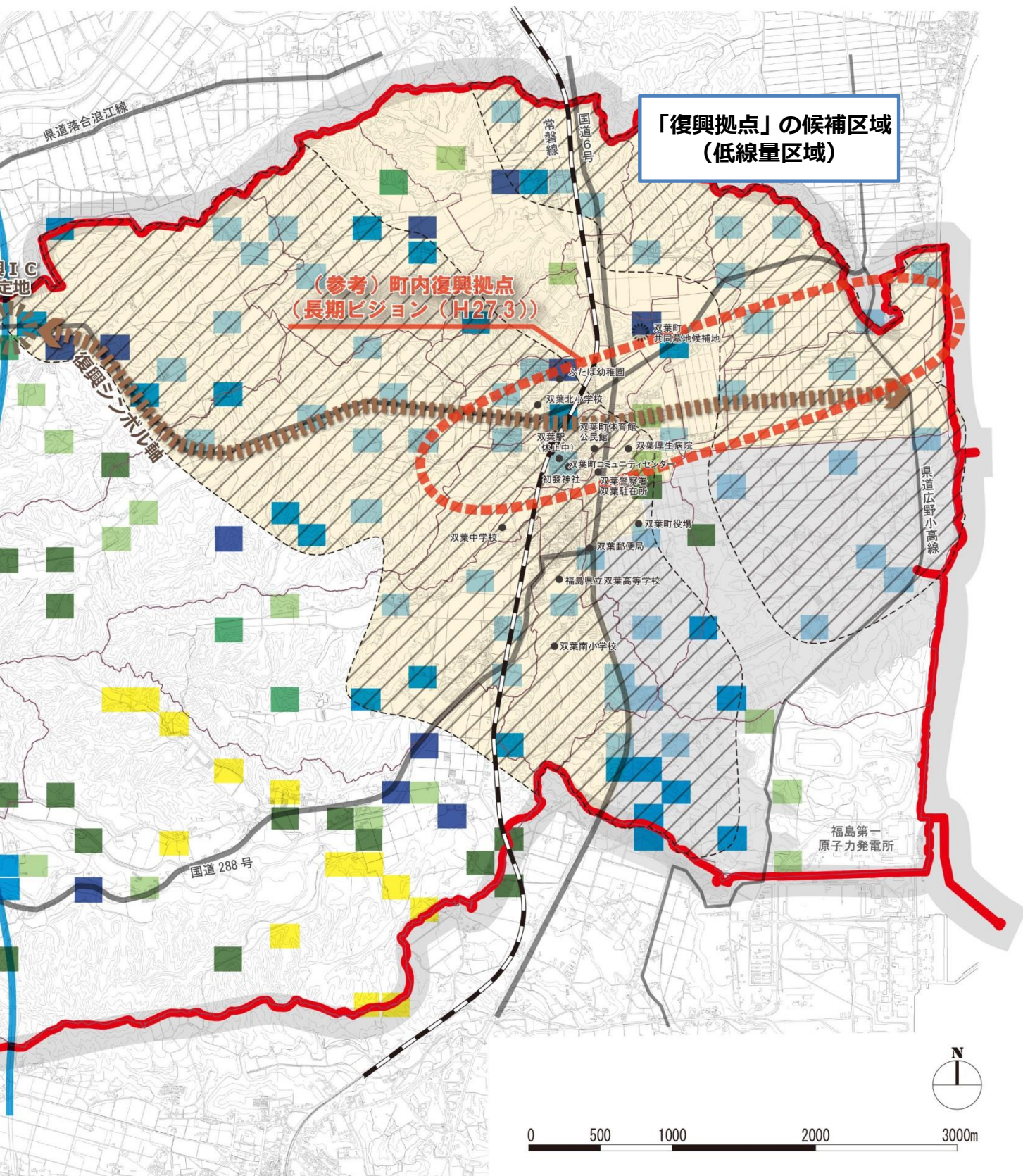
現時点では高線量の区域を含め、双葉町全域の帰還が可能となるまで、町の再興が完全に果たされたとは言えません。
双葉町全域の復興に向け、帰還困難区域全域の避難指示解除への決意を示した国(※)や県と連携しながら、今後の放射線量の低減の状況を踏まえ、中長期的に取組を推進します。

※帰還困難区域の取扱いに関する考え方(抜粋)

(H28.8.31 原子力災害対策本部 復興推進会議)

たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととする。





1. 双葉町内復興拠点の6つのゾーンと関連インフラの整備

- 町の復興を実現するため、町内の線量が低い一定の地域に「新たな産業・雇用の場」や「新たな生活の場」を創出します。
- また、双葉町の既成市街地は、古くから町の中心であり、ふるさと感じることができる大切な場所です。上記の取組と「既成市街地の再生」を併せ、町の復興を牽引する「双葉町内復興拠点」として整備を進めます。
- 具体的には、双葉町内復興拠点に、まずは6つのゾーンと復興シンボル軸を中心に整備を始めます。

住む

J R 双葉駅周辺における
「住む拠点」の整備

新市街地ゾーン

J R 双葉駅西側地区における
新たな住宅団地等の整備

まちなか再生ゾーン

J R 双葉駅東側地区における既成市街地の再生

働く

中野・両竹地区における
「働く拠点」の整備

新産業創出ゾーン

中野地区復興産業拠点の整備

再生可能エネルギー・ 農業再生モデルゾーン

再生可能エネルギー活用・農業再生への取組

発信

浜野地区における
「発信拠点」の整備

被災伝承・復興祈念ゾーン

アーカイブ拠点施設、産業交流センター
復興祈念公園の整備

拡張

町内復興拠点の広がりとしての
段階的な整備

耕作再開モデルゾーン

良好な営農環境のもと耕作を再開

その他の拡張エリア

拠点整備の進捗に応じて段階的に拡張

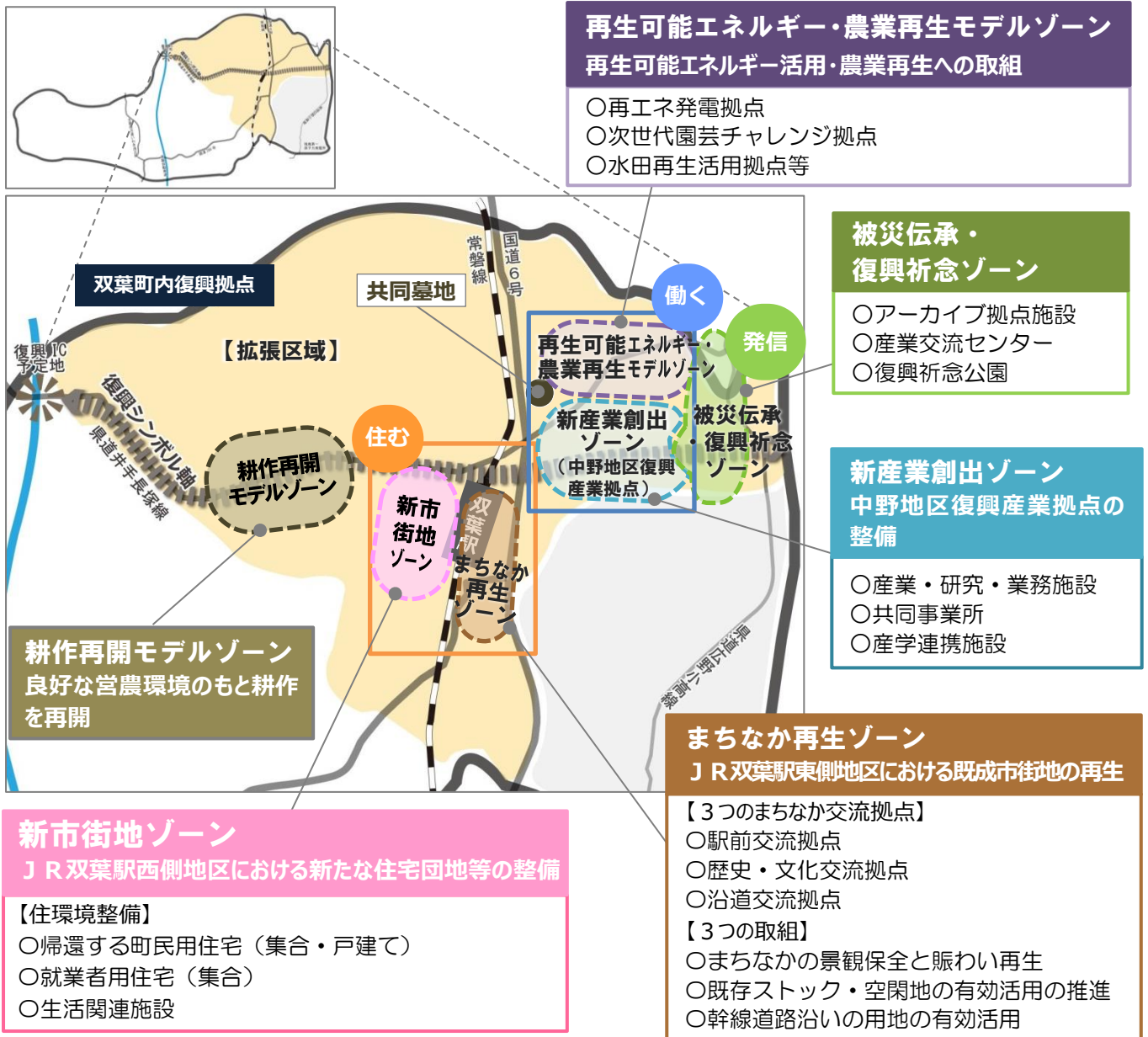
インフラ

関連インフラの整備

関連インフラ

復興シンボル軸、海岸堤防・防災林、町道、
上・下水道の整備等

双葉町内復興拠点の6つのゾーンの位置と主な取組



2. 双葉町内復興拠点における段階的な整備の推進

大きく次の3期に区分して、段階的に整備を進めます。



新産業：新産業創出ゾーン／再エネ：再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン／伝承・祈念：被災伝承・復興祈念ゾーン／新市街地：新市街地ゾーン／まちなか：まちなか再生ゾーン／耕作再開：耕作再開モデルゾーン／アーカイブ：アーカイブ拠点施設

双葉町内復興拠点の6つのゾーンと復興シンボル軸の整備イメージ

双葉町内復興拠点のまちづくりの基本的な考え方

- 魅力ある住環境と確固たる産業基盤を兼ね備えた「復興拠点」の実現を目指し、まずは、避難指示解除準備区域である浜野・両竹地区に、「新たな産業・雇用の場」と「発信の場」を創出し、町への人の流れを創出します。
- そして、「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既存市街地の再生」を推進することにより、魅力ある町の再興を図ります。

新市街地ゾーン

- ・ **住環境整備**
町主導による復興・創生期間（～平成32年度）における集中的な宅地造成とインフラ復旧
- ・ **住宅団地**
「帰還する町民用住宅（集合・戸建て）エリア」と「就業用住宅（集合）エリア」に区分

耕作再開モデルゾーン

至 常磐自動車道復興IC

耕作再開モデルゾーン

- ・ 良好な営農環境のもと耕作を再開

まちなか再生ゾーン

- ・ **3つのまちなか交流拠点**
市街地再生に合わせ、「駅前交流拠点」、「歴史・文化交流拠点」、「沿道交流拠点」を整備
- ・ **3つの取組**
「景観保全と賑わい再生」、「既存ストック・空闲地の有効活用」、「幹線道路沿いの土地の有効活用」を推進

再生可能エネルギー農業再生モデルゾーン

- ・ **共同墓地**
平成29年度開設予定

新産業創出ゾーン (中野地区復興産業)

復興シンボル



再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン

- ・再エネ発電拠点
効率的な営農が将来にわたって困難な農地を再生可能エネルギーによる拠点として活用（太陽光発電等）
- ・水田再生活用拠点
農地を活かした農業再生と原風景の回復（燃料作物や飼料用米の作付等）
- ・次世代園芸チャレンジ拠点
新しい農業・新たな産業創出（施設園芸、営農型太陽光発電等）

被災伝承・復興祈念ゾーン

海岸堤防
海岸防災林

復興祈念公園

県道広野小高線

被災伝承・復興祈念ゾーン

- ・アーカイブ拠点施設、産業交流センター
平成 32 年頃完成目標
- ・復興祈念公園
・平成 27 年 4 月に、双葉・浪江両町にまたがるエリアが予定地に決定
・具体的な計画区域は、現在、県を中心に検討
- ・海岸堤防
平成 30 年頃完成予定
- ・海岸防災林
平成 32 年頃完成予定

新産業創出ゾーン (中野地区復興産業拠点)

- ・インフラ整備（道路、下水道等）
平成 30 年頃完成予定
- ・産業・研究・業務施設、産学連携施設
平成 30 年頃一部供用開始予定

中間貯蔵施設
予定地

凡例

現道	
計画道路(整備)	
避難指示解除準備区域	

「住む拠点」のまちづくりイメージ

JR双葉駅周辺のまちづくりの基本的な考え方

- 平成31年(2019年)度末までの運転再開が計画されているJR常磐線・双葉駅を中心とした、生活拠点の整備を進めます。
- 特に「JR双葉駅西側・新市街地ゾーン」については、早期帰還を目指し、町主導により、住宅団地の整備と生活関連サービスの提供に向けた環境整備を先行的に推進します。
- 中野地区復興産業拠点をはじめとする「新産業創出ゾーン」と連携し、魅力ある住環境と確固たる産業基盤を備えた、双葉町の復興の核の形成を目指します。

【住環境整備】

- 駅西・新市街地ゾーンにおいて、町主導により、復興・創生期間(～平成32年度)における集中的な宅地造成とインフラ復旧を進め、住環境の整備を先行的に推進します。
- 住宅団地は、大きく、災害公営住宅等による「帰還する町民用住宅エリア」と、社員寮等による「就業者用住宅エリア」に区分し、整備を進めます。
- 「帰還する町民用住宅エリア」は、もともとこの地区に居住していた町民だけでなく、様々な理由により自宅に戻れない町民の受け皿となるよう、整備を進めます。

帰還する町民用
住宅(集合・戸建
て)エリア

就業者用住宅
(集合)エリア

【3つのまちなか交流拠点】

- 住宅整備に合わせ、「駅前交流拠点」、「歴史・文化交流拠点」、「沿道交流拠点」の3つの交流拠点の整備に取り組みます。
- 特に「駅前交流拠点」の駅西側については、駅西・新市街地ゾーンの住民への生活関連サービス提供の拠点として、先行的に整備を進めます。
- また、3つの交流拠点をつなぐ動線として、JR双葉駅の東西を結ぶ自由通路をはじめとして、双葉町周辺の拠点を結ぶ道路環境を再整備します。

駅前交流拠点

歴史・文化交流拠点

沿道交流拠点

【3つの取組】

○まちなかの景観保全と賑わい再生

住民・事業者・行政の協働により、旧道や前田川沿いを中心に、まちなかにおける双葉を感じる景観の保全と賑わいの再生を目指して取り組みます。

○既存ストック・空地の有効活用の推進

空き地・空き家情報の整理・発信や、空き地・空き家の有効活用に向けた検討に取り組みます。

○幹線道路沿いの用地の有効活用

広域的な交通ネットワークを形成する幹線道路沿いに、人の往来と周辺の施設環境を踏まえた施設の立地を目指して取り組みます。

JR双葉駅前イメージ



就業者用住宅(集合)エリア

・就業者の受け皿となるよう、既存施設を活用しつつ、住宅団地(集合)を整備

帰還する町民用住宅(集合・戸建て)エリア

・早期帰還を希望する町民の受け皿となるよう、災害公営住宅や公的賃貸住宅(集合・戸建て)を整備
・自宅を失った等の理由により、復興拠点への帰還を希望する町民を対象に宅地を分譲

まちなかの景観保全と賑わい再生

住民・事業者・行政の協働により、旧道や前田川沿いにおける双葉を感じる景観の保全と、まちなかの賑わい再生に向けた取組

景観の保全に向けた取組

・旧道のランドマーク的な施設の保全
・住民同意に基づく、緩やかなまちなみ保全

賑わいの再生に向けた取組

・ダルマ市等の伝統行事やイベントの再開
・商店の新規立地・再開、市場等の定期開催

住宅団地イメージ



この図は、今後5～10年程度かけて達成を目指していく最終的なイメージ図です。
 今後、具体的な工程を整理し、当面の暫定的な施設配置の検討を含め、計画的に取り組を進めます。

駅前交流拠点 JR双葉駅の西側・東側の連携により、「町の新たな顔」となる賑わい空間を創出

駅西 官民複合施設を中心とした生活関連サービスの提供
 ・公共公益・商業機能を備えた官民複合施設を整備し、生活関連サービスを先行的に提供
 (例：医療施設、福祉施設、小売施設、交流施設、行政施設、宿泊施設 等)

駅東 「双葉町の新たな顔」の創出
 ・道路を含めた駅前空間の再整備 (例：循環バス、駐車場 等)
 ・町の賑わい創出に貢献する施設の立地の推進 (例：小売施設、飲食施設、娯楽施設、横丁 等)
 ・ステーションプラザ双葉を活用した交流機能の確保
 ・東西の自由通行の確保 (例：エレベーター、店舗の併設 等)



沿道交流拠点
 一団の町有地を活用し、公共・公益機能を集積・再配置することで、町に必要な機能の回復を図る

体育館・公民館周辺
 ・新たなニーズに応じた、公共・公益機能の集積・再配置
 (例：行政機能、交流機能、医療機能、福祉機能、商業機能、健康増進機能 等)
 ・必要に応じ、土地の高度利用について検討

歴史・文化交流拠点
 一団の公共・公益施設を活用しながら、町民や来訪者が集い、双葉の歴史や文化に触れられる空間や機能を回復

公共施設群
 ・公共施設の調査・補修
 ・新たなニーズに応じた、既存公共施設の有効活用 (例：町民グラウンドの一部の公園化、図書館・歴史民俗資料館の再編 等)
 ・旧道からのアクセス改善
 ・旧道と一体となった、双葉の歴史・文化を感じられる町民憩いの空間の形成

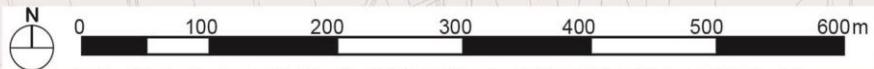
前田川沿いの景観再生
 ・前田川などの桜並木を保全再生して、まちの景観環境整備を推進 (例：遊歩道 等)

幹線道路沿いの用地の有効活用
 広域的な交通ネットワークを形成する幹線道路沿いの用地の有効活用に向けた取組
 ・広域的な人の往来と周辺の施設環境を踏まえた施設の立地の推進 (例：商業施設、飲食施設、宿泊施設、生活関連施設 等)

既存ストック・空地の有効活用の推進
 ・関係する地権者の意向の早期把握
 ・空き地・空き家情報の整理・発信
 ・空き地の整理・集約化による有効活用 (例：公営住宅、公的賃貸住宅)
 ・空き家の整理・有効活用の検討 (例：交流施設)

凡例

	公共施設
	主要幹線道路(現道)
	主要幹線道路(整備)
	幹線道路(現道)
	幹線道路(整備)



「働く拠点」のまちづくりイメージ

新産業創出ゾーン（中野地区復興産業拠点） （「働く拠点」）整備方針

双葉町の「働く拠点」としての新産業創出ゾーン（中野地区復興産業拠点）には、事業再開や企業誘致の受け皿として、産業用地や共同事業所等を確保します。

あわせて、就業者のサポート、復興祈念公園等への来訪者のサービス提供及び一時帰宅する町民に向けたサポートのため、復興シンボル軸や復興祈念公園の位置を考慮しながら、産業交流センターを整備し、県が整備するアーカイブ拠点施設や復興祈念公園とも連携した、福島県の「発信拠点」としての発展を目指します。

また、就業者等の憩いの場となる近隣公園を合わせて整備するとともに、花きを植栽する等、景観に配慮します。

【産業・研究・業務施設】

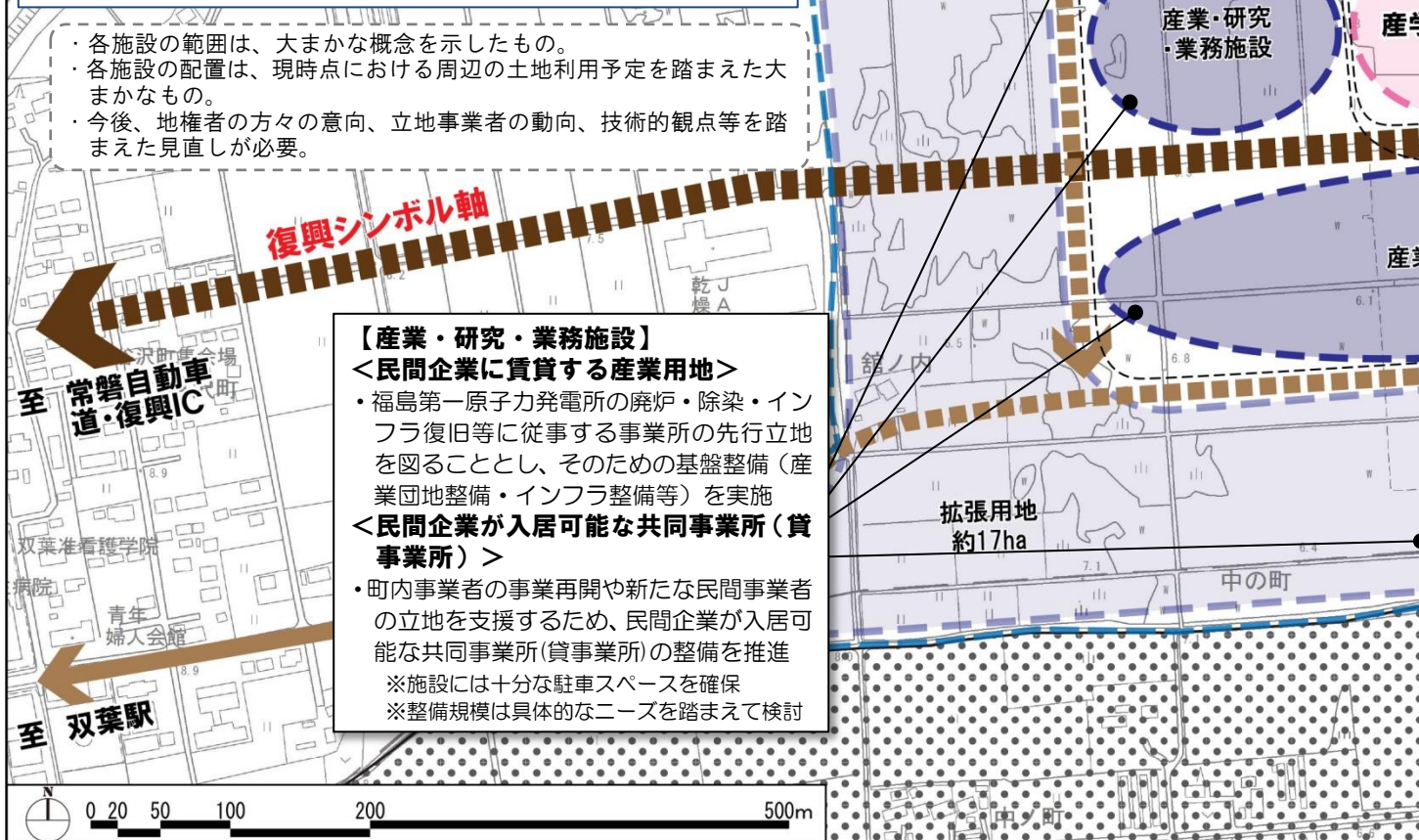
- 民間企業に賃貸する産業用地
- 民間企業が入居可能な共同事業所（貸事業所）

【中核施設】

- 産学連携施設
- 産業交流センター[被災伝承・復興祈念ゾーン]
- アーカイブ拠点施設[被災伝承・復興祈念ゾーン] 等

※拠点整備には国の交付金等を活用
※各施設の整備方針については図中に記載

- ・各施設の範囲は、大まかな概念を示したもの。
- ・各施設の配置は、現時点における周辺の土地利用予定を踏まえた大まかなもの。
- ・今後、地権者の方々の意向、立地事業者の動向、技術的観点等を踏まえた見直しが必要。



【産業・研究・業務施設】

<民間企業に賃貸する産業用地>

- ・福島第一原子力発電所の廃炉・除染・インフラ復旧等に従事する事業所の先行立地を図ることとし、そのための基盤整備（産業団地整備・インフラ整備等）を実施

<民間企業が入居可能な共同事業所（貸事業所）>

- ・町内事業者の事業再開や新たな民間事業者の立地を支援するため、民間企業が入居可能な共同事業所（貸事業所）の整備を推進
- ※施設には十分な駐車スペースを確保
- ※整備規模は具体的なニーズを踏まえて検討

【産業交流センター】

- ・就業者を対象とした生活関連サービス（小売・飲食、救護等）や会議・研修の場を提供する等のための施設として、「産業交流センター」の整備を推進
- ・町民の一時帰宅の際の滞在・交流施設等としても活用を図り、快適な一時帰宅環境を実現
- ・また、復興祈念公園等への来訪者に対するサービス提供の拠点として活用し、アーカイブ拠点施設とも連携しながら地場製品の販売や福島県の食材を活用した食事を提供する等により、産業振興・地域活性化を図る（想定される機能）
- ・会議室・研究室、小売・飲食店舗、診療所、宿泊施設（短期賃貸住宅）、町民一時滞在施設、防災施設等

※津波被災地であるため、津波避難ビルの機能を併せ持つものとして、中層の建物を想定

【復興祈念公園】

- ・平成27年4月に、双葉・浪江両町にまたがるエリアが予定地に決定
- ・具体的な計画区域は、今後、県を中心に検討

【アーカイブ拠点施設】

- ・復興祈念公園の隣接地に、公園と連携した原発事故のアーカイブ拠点施設の整備を推進
- ・震災・事故の記録・教訓等を広く国内外に発信する「学びの場」として、多くの人々が町に来訪し、交流できる環境を創出

【産学連携施設】

- ・イノベーション・コースト構想の受け皿として、廃炉に係る技術者研修拠点、大学教育拠点、共同研究室など国際産学連携拠点の一翼を担う施設を誘致

被災伝承・復興祈念ゾーン

復興祈念公園

公益施設等
約11ha(道路を除く)

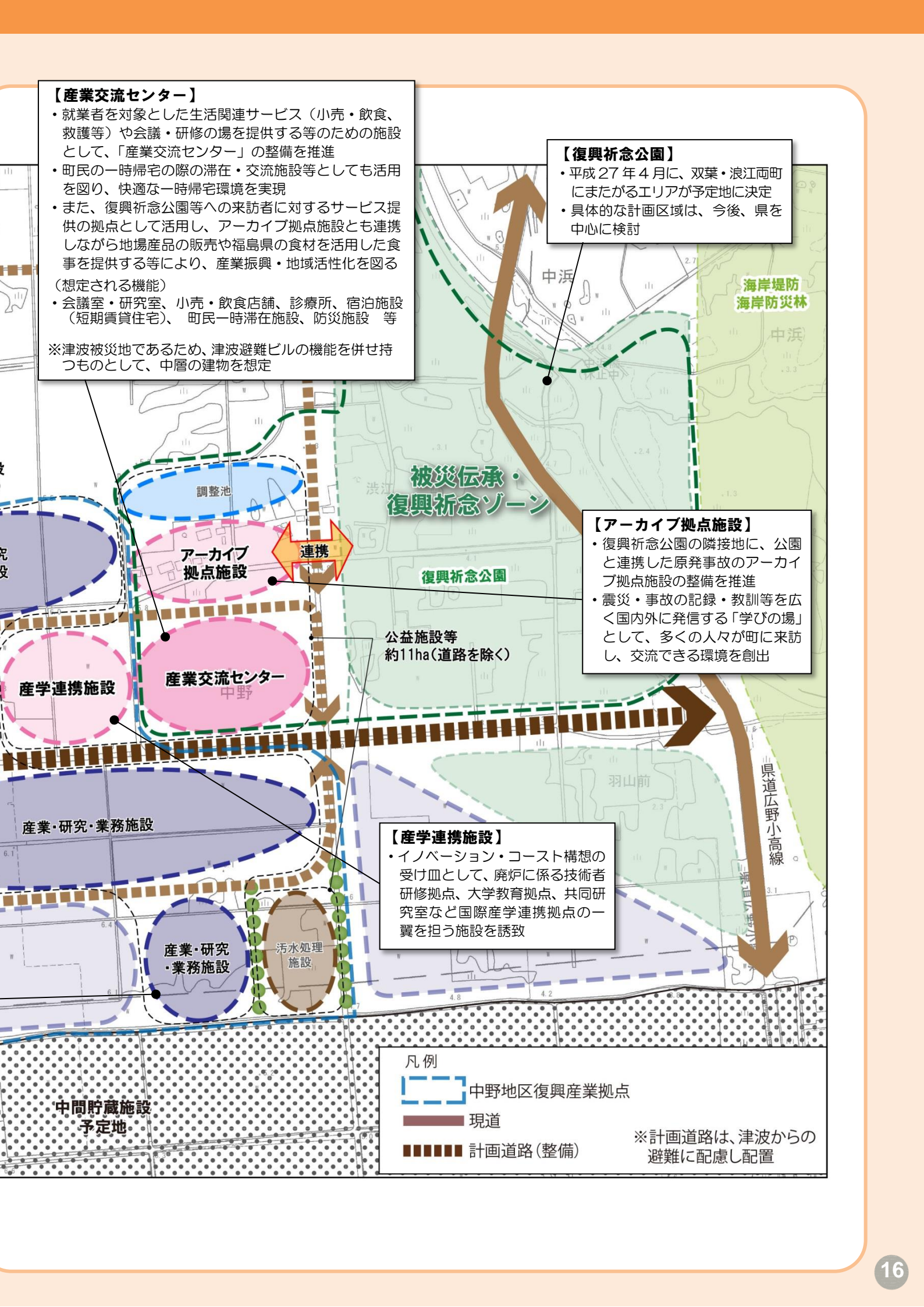
凡例

中野地区復興産業拠点

現道

計画道路(整備)

※計画道路は、津波からの避難に配慮し配置



3. まちづくり会社等を活用した、民間・行政協働による復興拠点の整備・活性化等

- 双葉町をはじめ、今般の事故に伴う避難指示区域内では、行政主導の公共事業を中心に復興に向けた取組が段階的に進んでいる一方、生活や事業活動に大きな制限がかかる中、民間の担い手による取組が進みにくい状況になっています。
- しかしながら、町の復興を真に果たしていくためには、公共事業に加え、町民主体の民間の担い手による復興の動きを加速させることにより、民間と行政が協働してまちづくりを進めていくことが不可欠です。
- このため、町としても、復興拠点の整備・活性化等を推進する民間の担い手組織（まちづくり会社等）の組成を促すとともに、各種の団体と積極的に連携し、町民主体による復興まちづくりの推進を図ります。

<活動の例>

○ソフト事業

イベント開催、防災・防犯活動、景観維持活動（除草・ごみ拾い等）、空き地・空き家情報の集約・発信、コミュニティ維持活動 等

○ハード事業

公的事業の実施、店舗の修補、農地保全 等



4. 町内における役場機能の回復

- 双葉町の役場機能については、事故に伴う避難指示を受け、埼玉県加須市を経て、平成 25 年 6 月に福島県いわき市へ移転し、現在、2つの支所（郡山支所、埼玉支所）と3つの連絡所（いわき南台連絡所、つくば連絡所、南相馬連絡所）と連携を図りながら業務を行っています。
- 今後は、町内復興拠点の整備の進捗に合わせ、本町に先立って帰還が進む周辺の町村における取組を参考にしながら、町内における役場機能の回復に向けて段階的に取り組みます。



双葉町本庁舎 外観

5. 共同墓地等の整備

- 共同墓地の予定地については、面的な土地利用とは切り離れた優先的な除染を国に求め、平成 28 年度、環境省による除染が行われています。
- 平成 29 年度内における供用開始を目指し、引き続き、その整備を推進します。

6. 復興シンボル軸（県道井手長塚線等）の整備等（県・町事業等）

- 常磐自動車道に平成 31 年度の供用開始が予定されている復興 IC（仮称）から、一般国道 6 号と交差し、双葉町の復興拠点とを結ぶ「県道井手長塚線」「町道長塚両竹線」「町道久保前中浜線」「町道羽山前沼ノ沢線」の 4 路線を双葉町の「復興シンボル軸」と位置付けます。
- 福島県と双葉町の連携により、復興 IC（仮称）にあわせた供用開始を目指し、復興シンボル軸の改良・拡幅に係る整備を推進します。

7. 海岸堤防・海岸防災林の整備（県事業）

- 震災前に 6.2m の高さで整備されていた海岸堤防については、平成 30 年度頃における完成を目指し、浪江町から双葉町の沿岸にかけて、1m 嵩上げした 7.2m での整備が予定されています。

8. 双葉町内復興拠点の整備スケジュール（イメージ）

○双葉町内復興拠点の整備スケジュールについては、次のとおりです。

目安	～	H30年 (2018年)	～	H34年 (2022年)	H35年 (2023年)	～	(～将来)
	復興着手期		本格復興期				町再興期
	◎ 復興 IC（仮称）、JR 常磐線開通						
新市街地ゾーン	計画・調査	設計	造成工事	供用開始			
災害公営住宅・分譲宅地の整備	除染	都市計画決定	設計	建築工事	供用開始		
まちなか再生ゾーン	インフラ整備と除染の一体的実施						
	交流拠点整備						
新産業創出ゾーン (中野地区復興産業拠点)	調査	設計	造成工事	設計・建築工事			
	都市計画決定						
再生可能エネルギー・ 農業再生モデルゾーン	※実際の事業は個々の事業者の判断により、地権者との合意のもとで進めることとなります						
再エネ発電拠点	計画・設計 農地転用手続	造成工事	設備設置	発電事業開始			
水田再生活用拠点	調査・調整等 (事業性、担い手)	計画・設計 農地転用手続	造成工事 水路整備等	設備設置	事業開始		
次世代園芸チャレンジ拠点							
被災伝承・復興祈念 ゾーン	「アーカイブ拠点施設」「復興祈念公園」は県主体で整備を進めています						
(県)アーカイブ拠点施設	検討	設計	建築工事	開設			
産業交流センター	検討	設計	建築工事	開設			
(県)復興祈念公園	構想／整備工事／供用開始						
町内復興拠点内の拡張 エリア	拡張エリアとしての検討	インフラ整備と除染の一体的実施					
耕作再開モデルゾーン	構想／除染／整備工事／供用開始						
共同墓地	除染	設計	造成工事	開設			
関連インフラ	「復興シンボル軸」「海岸堤防・防災林」は県主体で整備を進めています						
(県)復興シンボル軸	調査	設計	新設・改良工事	供用開始			
	測量	都市計画決定					
(県)海岸堤防・防災林	調査	整備工事		供用開始（防潮堤：平成 30 年頃、防災林：平成 32 年頃予定）			
	計画・設計						
双葉町内における 行政機能の確保	コミュニティセンター		中野地区復興 産業拠点		JR 双葉駅 周辺		
	以下のいずれかに機能集約を検討						
	駅東（まちなか再生ゾーン）へ集約						
	駅西（新市街地ゾーン）へ集約						
	元の役場へ集約						

1. 不自由な避難生活の改善に向けた取組

町民一人一人の生活再建のため、住環境の改善や双葉町外拠点の整備に引き続き取り組みます。

(1) 住環境の改善

① 応急仮設住宅と借上げ住宅

- 応急仮設住宅等の環境改善
- 復興支援バスの運行継続

② 住宅の確保とスムーズな転居

- 住宅・土地取得に関する支援
- 仮設暮らしの解消に向けた取組（公営住宅等への入居の支援など）

(2) 双葉町外拠点の整備

① 双葉町外拠点の基本的な考え方

- いわき市・郡山市・南相馬市・白河市における県営の復興公営住宅を整備
- 町民のコミュニティ拠点としての活用

② 双葉町外拠点の中心としての勿来酒井地区復興公営住宅

- 勿来酒井地区復興公営住宅の整備
- 併設施設の整備
- 周辺施設との連携

＜勿来酒井地区復興公営住宅＞
整備戸数：180戸(予定)、平成30年3月入居予定



2. 自立した生活の再建に向けた取組

町民の安心した生活を確保するため、生活再建支援、雇用の確保等に引き続き取り組みます。

(1) 生活の再建

① 生活再建に必要な支援の継続・拡充等

- 高速道路の無料化等
- 医療費等の減免措置
- 生活サポート補助金

② 迅速・確実・十分な賠償

- 被害実態に即した賠償の要請
- 相談の対応

(2) 事業活動支援と就業支援

① 事業活動支援

- 事業再開等支援
- 営農再開等支援

② 就業支援

- 就業支援



3. 健康的で生き生きとした生活の実現に向けた取組

町民のみなさんの健康的で生き生きとした生活実現のために、保健・医療・介護・福祉体制の確保、健康・生きがいがづくりに取り組みます。

(1) 保健・医療・介護・福祉体制の確保

① 保健・医療・介護・福祉サービスの確保

- 避難先自治体における保健・医療・介護・福祉サービスの確保
- 保健師等の人材の長期的な確保

② 長期的な健康管理体制の確保等

- 受診体制・フォローアップ体制の確保等
- 相談会・講演会等の開催



(2) 高齢者等の健康・生きがいがづくり

① 健康維持の支援体制

- 各種団体や避難先自治体と連携した個別訪問
- サポートセンターの設置・安否確認システムの活用
- 心のケア支援プログラムの実施

② 介護予防等のための取組（趣味・生きがいがづくり）

- 健康教室等の介護予防等に向けた取組
- 趣味などのテーマ別の集いの企画等
- 避難先住民との交流促進

1. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組

双葉町とのつながりを保ちながら、安心した生活を送れるようにするため、交流機会の確保や情報提供の充実化等に引き続き取り組めます。

(1) 町民の交流機会の確保

① 交流活動への支援

- 交流組織の設立・運営支援
- 交流機会の創出

② 交流拠点の確保・活用

- 交流拠点の確保・活用



(2) 町からの情報提供の充実・円滑化

① 情報提供の充実化

- 町民のニーズに沿った情報提供
- 分かりやすい情報提供

② 情報発信の円滑化

- 多様な手段による情報発信
- ソーシャルメディア等の活用による対話型広報

2. 次世代を育み、ふるさとを繋いでいくための取組

双葉町を次世代に繋いでいくために、双葉町を担う人材の育成、教育環境の充実、ふるさとの荒廃防止、歴史・伝統・文化の継承、震災・事故の教訓の伝承等に取り組めます。

(1) 双葉町を担う次世代の育成

① 次世代リーダーの育成

- 次世代リーダーの育成

② 子育て支援

- 子育て支援



(2) 教育環境の充実

① 双葉町立学校における魅力ある教育の推進

- 町独自の教育方針・教育内容・地域教育の推進
- 学びを支援する環境整備・学習支援

② 避難先における子供たちの支援・きずなの維持

- 安心して教育を受けられる体制整備
- 子供たちのきずなの維持

③ 社会教育の推進

- 生涯学習事業の実施
- スポーツ振興

(3) ふるさとの荒廃の防止等

① ふるさとの現状調査・管理・保全等

- インフラ等の被害状況調査・復旧
- 倒壊建物の撤去・危険建物の応急修理・除却等
- 防犯・防火対策
- 野生鳥獣への対策
- 環境保全・放射線量の低減

② 一時帰宅の改善

- 一時帰宅の改善

③ 墓参への支援等

- 既存墓地の保全
- 新たな墓地の整備・管理



(4) 双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承

双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承

- 文化財・伝統文化等の保存・管理
- 学校教育との連携・伝統行事開催等の支援



(5) 震災・事故の教訓と復興の過程の記録・発信・伝承

震災・事故の教訓と復興の過程の記録・発信・伝承

- アーカイブ化・記録誌の編纂
- 震災・事故の経験や教訓・復興への取組を発信

1. 関係者の連携による計画の推進と進捗管理

○「第二次計画」の実実施計画を策定し、事業主体や工程の明確化を行うとともに、計画の進捗管理を適切に行います。

(1) 関係者の連携による計画の推進

- 「双葉町復興まちづくり計画推進会議」の設置
- 町民が復興まちづくりに参加できる体制の維持
- 若い世代の復興まちづくりへの参画推進
- 町民との連携した事業の推進等

(2) 進捗管理

- PDCAサイクルを踏まえた実施計画の策定と見直し
- 各施策の進捗状況の情報発信と分析、改善
- 計画の記載施策について必要に応じて見直し

2. 連携・協働

(1) 国・県・周辺市町村との連携・協働

① 国・県との連携・協働

- 国・県における復興に関する各種構想や計画との連携
- 国・県に対する制度拡充、規制緩和等、及び人材確保や長期的な財政支援の要請

② 周辺市町村との連携・協働

- 周辺市町村等との連携による効果的な復興まちづくりの推進
- 広域的な事務の実施やサービスの提供等、周辺自治体との連携・協働による復興の更なる加速
- 避難先自治体との連携と避難中の町民への支援

(2) 町民との協働・民間活力の積極的活用

- 町民と連携・協働した計画の推進
- 復興支援員制度等を活用した避難先のコミュニティを担う人材の確保・育成
- 学識者・専門家・民間企業との協力・支援体制の構築

3. 今後検討を進めるべき課題

○次に記載した課題等については、社会状況の変化や町民の意向の変化等を踏まえながら、今後時期をみて、その方向性を検討していきます。

(1) 帰還計画の作成と、防災・避難計画の見直し等

- 具体的な帰還計画の作成と、新たな町の状況にあわせた防災・避難計画の見直し

(2) 各種の公共・公益施設の再開方針の整理等

- 町の公共・公益施設の被害状況調査と、その再開方針整理
- 医療施設、介護施設等の町内体制に関する関係機関との協議、調整
- 上記施設等の配置等を踏まえた生活交通の在り方

(3) 帰町を見合わせる町民への支援・情報提供の在り方

- 二地域居住を含め、帰町を迷っている方や町へは帰らない方への支援や情報提供の在り方

(4) 新規転入者の受入れに向けて

- 新規転入者の受け入れに関する方針の整理と、町の魅力の発信等、その推進方策の検討

(5) さらなる復興加速化に向けた取組

- 町民参画のさらなる推進
- 自然エネルギーの活用その他の双葉町復興のシンボルとなる事業やまちづくりの検討

4. 今後の計画の見直しについて

○第二次計画では、当面の5年間に特に焦点を当てながら、今後5～10年程度かけて中長期的に取り組む町の施策を取りまとめました。今後は、その後の双葉町の復興まちづくりの進捗や社会状況の変化を踏まえて、遅くとも策定から5年後を目途に計画の見直しを行い、町民の思いを受けながら、双葉町の復興まちづくりを粘り強く推進いたします。

復興町民委員会 (平成 28 年 6 月～12 月：計 3 回、35 人)

「人の復興部会」と「町の復興部会」にて各テーマを議論し、本委員会から町へ意見書を提出。

人の復興部会 (平成 28 年 7 月～10 月：計 3 回)

第 1 回 (7/26)：13 人

私たちが希望を持てる今後 (5～10 年後) の暮らしを考える

第 2 回 (9/1)：11 人

復興へ向けた具体的な取組について考える

・自立した生活の再建に向けた取組

・町民のきずなの維持・発展に向けた取組

・次世代を育み、ふるさとを繋いでいくための取組

第 3 回 (10/11)：10 人

帰還困難区域に関する政府方針を踏まえた今後の取組

・帰還困難区域に関する政府方針を踏まえた今後の取組



町の復興部会 (平成 28 年 7 月～10 月：計 3 回)

第 1 回 (7/21)：21 人 (内、中学生 2 人)

JR 双葉駅西側・新市街地ゾーンと JR 双葉駅東側・まちなか再生ゾーンの整備方針と整備イメージを考える

第 2 回 (9/2)：17 人

JR 双葉駅周辺のまちづくりの具体的な取組について考える

第 3 回 (10/12)：14 人

帰還困難区域に関する政府方針を踏まえた今後の取組

・帰還困難区域に関する政府方針を踏まえた今後の取組



復興まちづくりに関すること、計画策定に向けた検討状況等について広く町民意見を聴取。

若者意見聴取 (平成 28 年 7 月、9 月)

- グループインタビュー (合計 39 人)
 - ・「生まれ！ふたばっ子 2016」(小中高生・保護者)
 - ・「夢ふたば人」(30～40 代男性)
 - ・「ママサロン (加須市)」(40～50 代女性)
- 個別インタビュー (3 人)
 - ・30～40 代子育て中の女性(いわき市・日立市)

住民意向調査 (平成 28 年 9 月)

- 対象
 - ・全町民 (3,355 世帯) ※回答率 48.5%
- 調査項目
 - ・震災前、避難先の状況
 - ・将来に関するご意向 など

復興まちづくり計画推進会議 (平成 28 年 6 月～12 月：計 6 回)

第二次計画に関する意見を集約し、計画案を作成。

若手職員中心の幹事会では各テーマを議論・提案、有識者会議では 5 名の学識委員が計画の妥当性を確認。

同幹事会 (平成 28 年 4 月～11 月)：計 7 回

第 1 回、第 2 回 ・二次計画策定プロセスに関する確認

第 3 回 (7/13)：27 人

・JR 双葉駅東側・まちなか再生ゾーンの整備イメージ

・双葉町内における役場機能回復の在り方

第 4 回 (8/1)：11 人

・JR 双葉駅東側・まちなか再生ゾーンの方向性

・双葉町内における役場機能回復の在り方

第 5 回 (8/4)：10 人

・JR 双葉駅東側・まちなか再生ゾーンの方向性

・双葉町内における役場機能回復の在り方

第 6 回 (9/26)：10 人

・双葉町への帰還に向けた考え方

・避難指示解除に関する考え方

・避難生活が続く間、特に必要と考えられる生活再

建支援

・その他帰還に向けた課題

の整理

第 7 回 (11/18)：9 人

・二次計画案の内容につ

いて



有識者会議 (平成 28 年 7 月～10 月：計 4 回)

第 1 回 (7/15)：4 人

・現地視察

・第二次計画策定の留意点等について 他

都市計画分野専門会議 (8/18)：3 人

・幹事会から提出された駅東(まちなか再生ゾーン)の案について

・駅東の検討の方向性、想定される整備方針について

・駅西(新市街地ゾーン)の考え方について

第 2 回 (9/29)：5 人

・双葉町への帰還に向けた取組方針及び課題の整理に

ついて

・町民のために必要と考えられる避難先での生活再建支

援について

第 3 回 (10/27)：5 人

・第二次計画骨子案につ

いて





ずっと、ふるさと。
双葉町。



参考：国の制度の概要

「特定復興再生拠点区域」と「特定復興再生拠点区域復興再生計画」

「改正・福島復興再生特別措置法」（平成 29 年 5 月 19 日公布・施行）により新たに設けられた、帰還困難区域の復興・再生に向けた環境整備のための制度です。

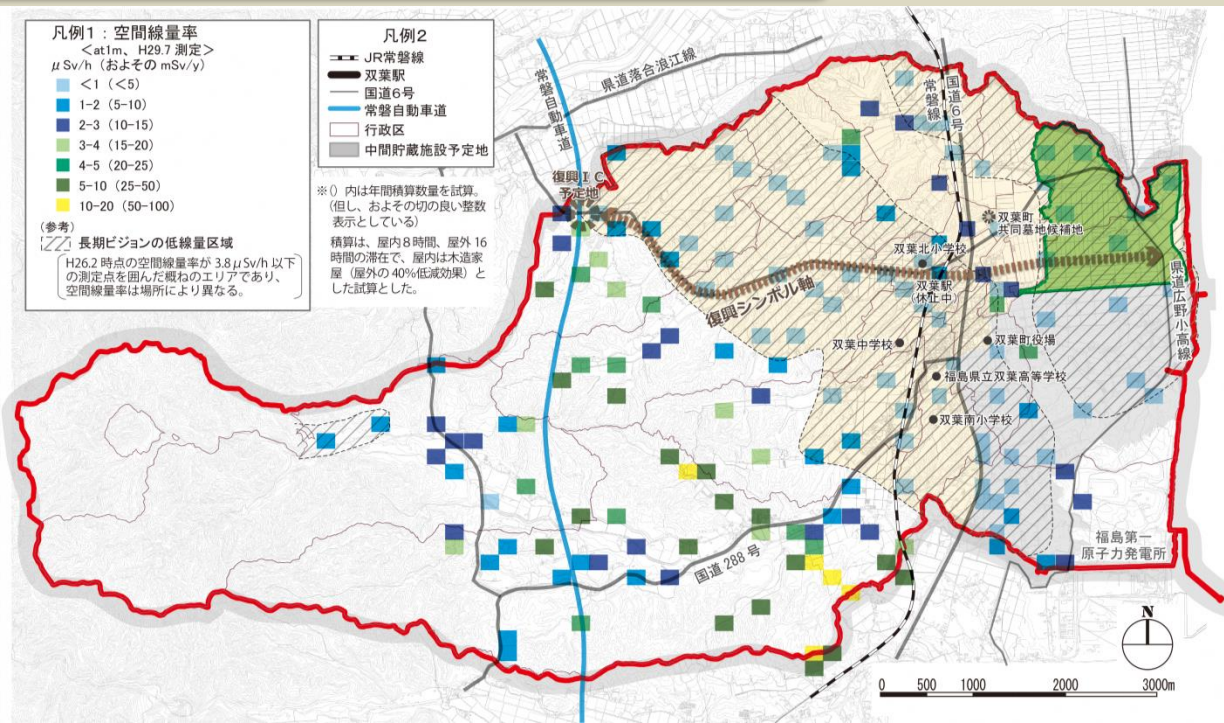
市町村長が、帰還困難区域のうち、概ね 5 年以内に避難指示を解除し、居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点区域」を設定し、その復興及び再生を推進するための計画（「特定復興再生拠点区域復興再生計画」）を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることによって、区域内の帰還環境整備に向けた除染・インフラ整備等が集中的に行われます。

※ このような国の制度を活用し、一日も早い町の復興を果たすため、双葉町として作成した計画が、「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」です。

「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を国が認定する際の基準

- ① 福島復興再生基本方針に適合するものであること
- ② 計画に記載された「特定復興再生拠点区域」が、以下のような一定の要件を満たす区域であること
 - ・放射線量が、除染等により、おおむね 5 年以内に年間 20mSv 以下に低減する見込みが確実であること
 - ・地形、交通利便性等の自然的・社会的条件からみて、帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点として適切であること
 - ・区域の規模や震災・事故前の土地利用の状況からみて、計画的かつ効率的な施設整備が可能であること 等
- ③ 計画の実施が、当該区域の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること
- ④ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること 等

参考：町内全体定点放射線量率分布図（平成 29 年 7 月測定）



双葉町 復興推進課

住所 〒974-8212 福島県いわき市東田町二丁目 19 番地の 4

TEL 0246-84-5200（代表） FAX 0246-84-5212

ホームページ <http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/>

発行：平成 29 年 9 月



双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要



双葉町の計画の概要

「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」の基本的な考え方

（1）双葉町の「特定復興再生拠点区域」の設定に関する考え方

双葉町では、双葉町の復興まちづくりに関する総合計画として策定した「双葉町復興まちづくり計画（第二次）（平成 28 年 12 月）」に基づき、将来的な町内全域の居住環境整備に向けた第一歩として、震災前の双葉町の姿やこれまでの復興まちづくり計画を踏まえて、双葉町の「特定復興再生拠点区域」を設定致しました。

魅力ある住環境と確固たる産業基盤を兼ね備えた町の復興を図るため、避難指示解除準備区域である両竹・浜野地区に「新たな産業・雇用の場」となる中野地区復興産業拠点の整備等を行い、町への人の流れを創出するとともに、JR 双葉駅を中心とする町内の低線量区域に「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進します。

（2）「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」の推進に関する考え方

平成 31 年度末の JR 常磐線全線開通や、平成 32 年度のアーカイブ拠点施設の供用開始を見据え、まずは JR 双葉駅を中心としたエリアの整備を先行的に行うとともに、**町内の避難指示解除準備区域と JR 双葉駅周辺の一部区域について、平成 31 年度末頃までの先行的な避難指示解除**を目指して取り組みます。

さらに、「特定復興再生拠点区域内」の整備を順次進め、**平成 34 年春頃までの「特定復興再生拠点区域」全域の避難指示解除**を目指して取り組みます。

双葉町全域の復興に向けた取組みの継続

現時点では高線量の区域を含め、双葉町全域の帰還環境整備と避難指示解除がなされるよう、帰還困難区域全域の避難指示解除への決意を「福島復興再生基本方針（平成 29 年 6 月）」において改めて示した国や県と連携し、町全域の復興に向けた取組みを中長期的に推進します。

双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要（平成29年9月 内閣総理大臣認定）

「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」に関連する 主な事業

平成30年度（2018年度）
以降、順次供用開始



中野の産業団地の整備

「新たな産業・雇用の場」の整備による
町への人の流れの創出

平成31年度（2019年度）の整備目標



JR 双葉駅と自由通路の整備



(仮称) 双葉 IC



復興シンボル軸 (アクセス機能確保)

交通インフラの整備と駅周辺等の先行的な
避難指示解除による往来環境の確保

駅周辺等の先行解除

東京オリンピック
パラリンピック

平成32年度（2020年度）の整備目標



産業交流センター



アーカイブ拠点施設



復興祈念公園 (一部)

情報発信拠点の整備による復興に関する
情報発信と町内交流人口の拡大

※写真はいずれもイメージです。

平成33年度（2021年度）の整備目標

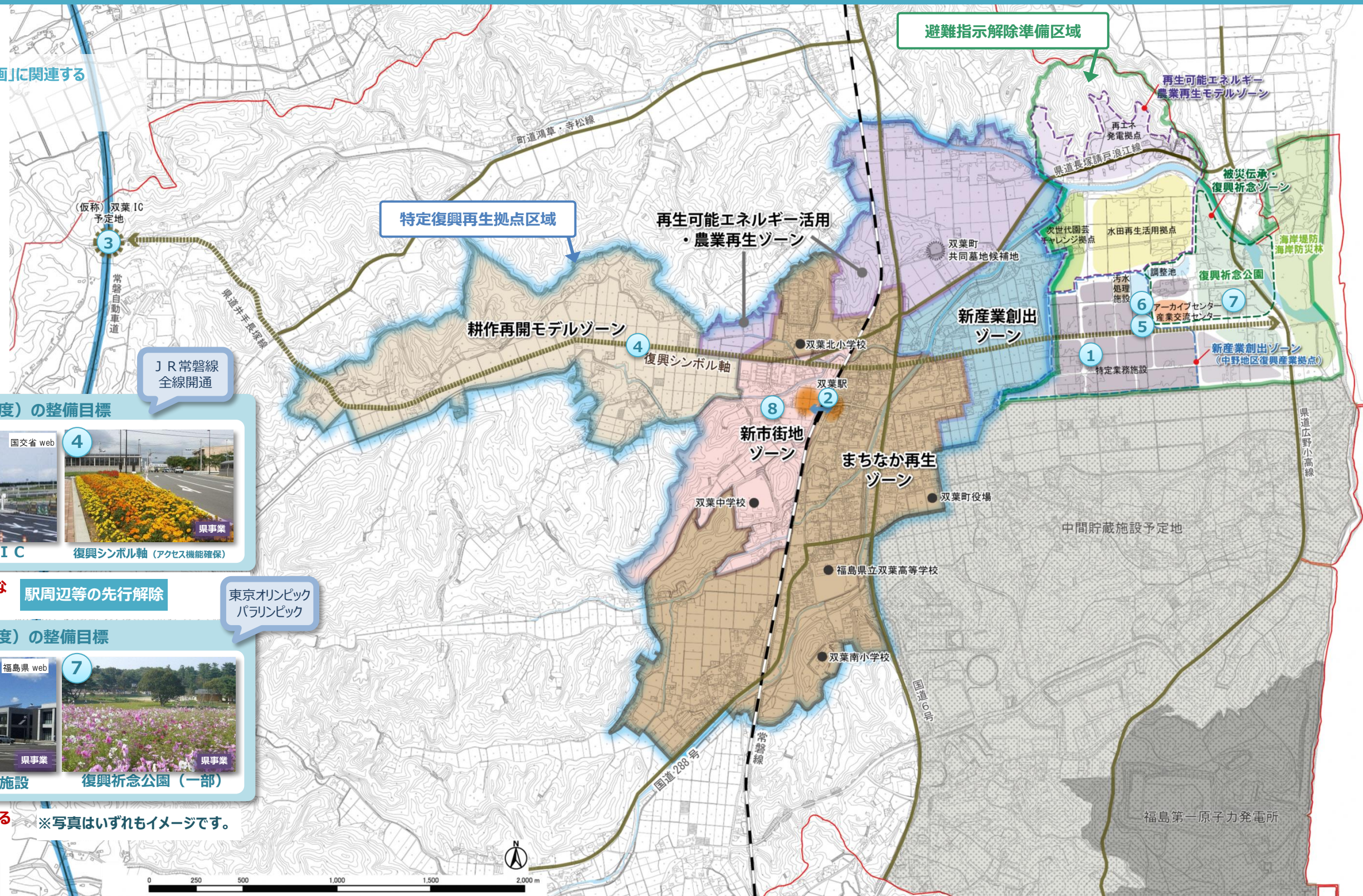


駅西の住宅団地の整備

「新たな産業・雇用の場」と連携した
「新たな生活の場」の確保・「既成市街地の再生」

特定拠点区域全域の
避難指示解除

平成34年春頃まで
双葉町への帰還開始を目指す



計画に関連する 主な取組

- まちなか交流拠点の再生
- 営農再開に向けた取組
- 公共・公益施設の再整備
- 商業施設等の再整備
- 生活道路、電気・通信の復旧
- 上下水道の再整備
- 空き地・空き家等の活用 等

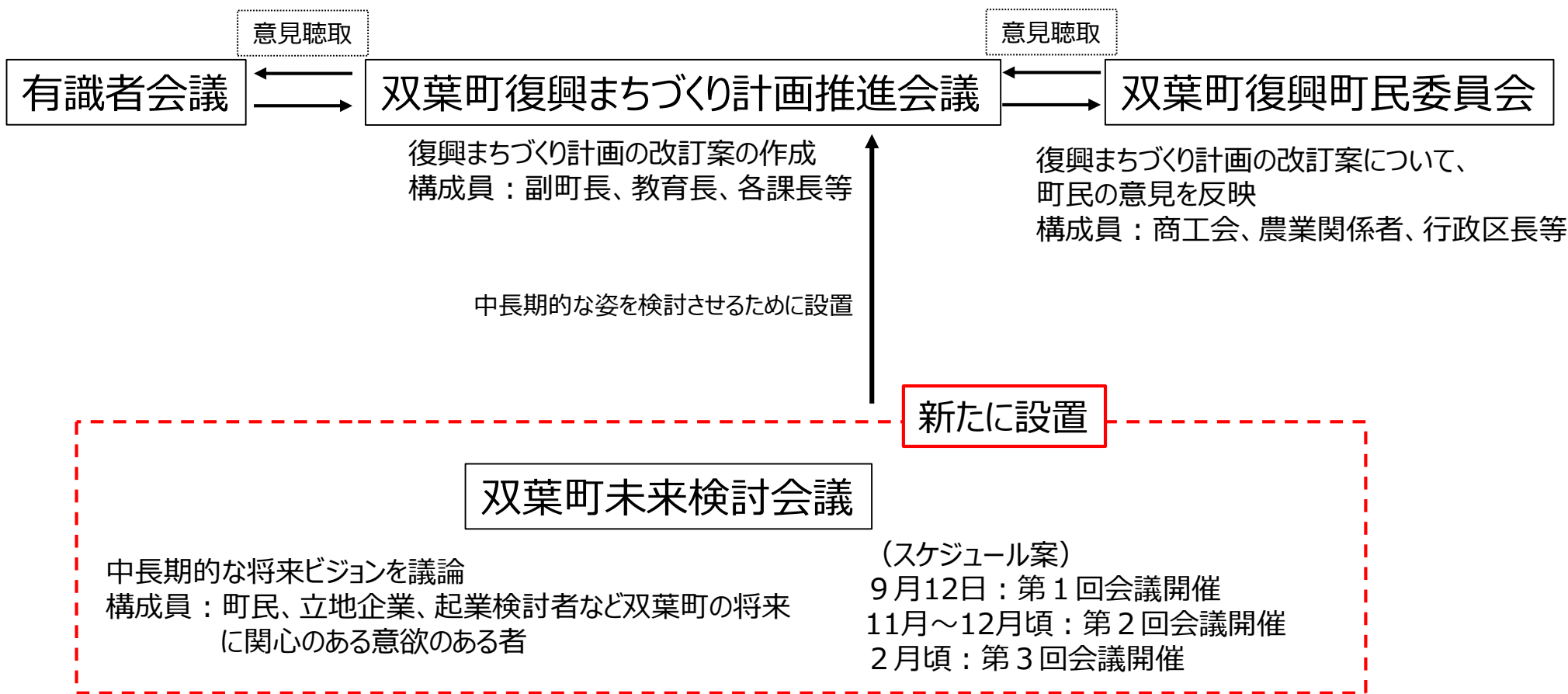


広域図（双葉町全域）

計画期間	～平成34年8月
避難指示解除の目標	平成31年度末頃まで 避難指示解除準備区域と駅周辺の一部区域の 避難指示解除による立入自由化 平成34年春頃まで 特定拠点全域の避難指示解除による居住開始
避難指示解除から 5年後の居住人口目標	約2000人

第三次双葉町復興まちづくり計画の検討体制について

- 双葉町は平成28年に「第二次双葉町復興まちづくり計画」を策定し、5～10年間で取り組むべき事項を取りまとめたところであり、策定から5年が経過した本年は計画を見直し、第三次計画を策定する必要がある。
- 一方、令和4年春頃には、帰還困難区域解除とそれに伴う住民の帰還も始まるところであり、単なる復興だけでなく、中長期的な姿（30年後、50年後）についても考えていく必要がある、行政ではなく住民主体で考える場を持ちたい。
- 上記により、復興まちづくり計画の改訂に加えて、中長期的な双葉町の姿を議論する会議を設置することとする。



有識者会議

意見聴取

双葉町復興まちづくり計画推進会議

意見聴取

双葉町復興町民委員会

復興まちづくり計画の改訂案の作成
構成員：副町長、教育長、各課長等

復興まちづくり計画の改訂案について、
町民の意見を反映
構成員：商工会、農業関係者、行政区長等

中長期的な姿を検討させるために設置

新たに設置

双葉町未来検討会議

中長期的な将来ビジョンを議論
構成員：町民、立地企業、起業検討者など双葉町の将来
に関心のある意欲のある者

(スケジュール案)
9月12日：第1回会議開催
11月～12月頃：第2回会議開催
2月頃：第3回会議開催

○双葉町復興町民委員会設置要綱

平成28年6月1日

要綱第21号

改正 平成29年9月1日要綱第24号

令和元年5月9日要綱第9号

(設置)

第1条 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの復興に向け、双葉町復興まちづくり計画（以下「復興計画」という。）及び同計画に書かれた施策の推進に係る計画（以下「実施計画」という。）の案の作成に係る意見等を求めるため、双葉町復興町民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、双葉町復興まちづくり計画推進会議からの求めに応じ、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 町民の生活再建の実現に向けた取組に関すること。
- (2) 町民のきずなの維持・発展に向けた取組に関すること。
- (3) 町の復興・再興に向けた取組に関すること。
- (4) その他復興計画の案の作成及びその推進並びに実施計画の案の作成に必要なこと。

2 委員会は、双葉町復興まちづくり計画推進会議の諮問に応じ、復興計画又は実施計画の案について審議を行い、意見又は見解を報告するものとする。

3 委員会は、双葉町復興まちづくり計画推進会議と連携し、復興計画及び実施計画の進捗管理を行うものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、町民及び復興施策について識見を有する者の中から、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から委嘱日の属する年度末日までとし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(意見の聴取等)

第6条 委員会に、復興計画に対する助言又は意見を聞くためアドバイザーをおくことができる。

2 委員会は必要に応じて町民等に意見を聞くことができる。

3 委員長は、国の行政機関及び福島県その他の関係自治体の職員をオブザーバーとして出席させることができる。

(部会)

第7条 第2条に掲げる事項について検討するため、委員会に「人の復興部会」と「町の復興部会」を置くことができる。

2 部会は、委員会の委員により構成されるものとする。

3 第3条から第6条の規定は、部会に準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」、「委員」とあるのは「部会員」、「委員長」とあるのは「部会長」、「副委員長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

4 部会長又は副部会長は、委員長、副委員長又は分科会長と兼ねることができない。

5 部会長は、検討状況を随時委員会に報告し、また、検討が終了したときは、その結果を委員会に報告するものとする。

(分科会)

第8条 部会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会は、帰属する部会の部会員により構成されるものとする。

3 分科会の運営及び検討方法に関し必要な事項は、部会に準ずる。

4 分科会長は、分科会での検討が終了したときは、その結果を帰属する部会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会、部会及び分科会（以下「委員会等」という。）の庶務は、関係課の協力を得て復興推進課において処理する。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営及び検討方法に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 双葉町復興町民委員会設置要綱（平成27年7月1日双葉町要綱第14号）は、廃止する。

附 則（平成29年要綱第24号）

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（令和元年要綱第9号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

■双葉町復興町民委員会の公開について

1. 双葉町復興町民委員会は、公開とします。
2. 双葉町復興町民委員会で使用した資料は、原則、公開とします。
3. 双葉町復興町民委員会の概要は、事務局で意見を整理した議事概要を作成し、ホームページに掲載します。
4. 双葉町復興町民委員会の議事録は、ホームページに掲載します。

以上

1 常磐自動車道 常磐双葉IC整備

双葉町内に、常磐自動車道のインターチェンジが設置され、交通の利便性が向上しました。一時帰宅がしやすくなり、交流人口拡大にもつながります。



◀ 令和2年3月7日供用開始 ▶

2 復興シンボル軸整備

常磐双葉ICから、双葉駅周辺や中野地区復興産業拠点等に短時間でアクセスできる県道の整備が進んでいます。

◀ 常磐道～国道6号線：
令和元年度末暫定供用開始
国道6号線～中野地区：
令和2年7月供用開始 ▶

3 駅西地区生活拠点整備

双葉駅の西側に、双葉町が再出発するための新たなまちづくりを行います。公営住宅や分譲地を整備し、故郷双葉町への居住が可能となる環境を確保します。



◀ 令和4年10月居住開始目標 ▶

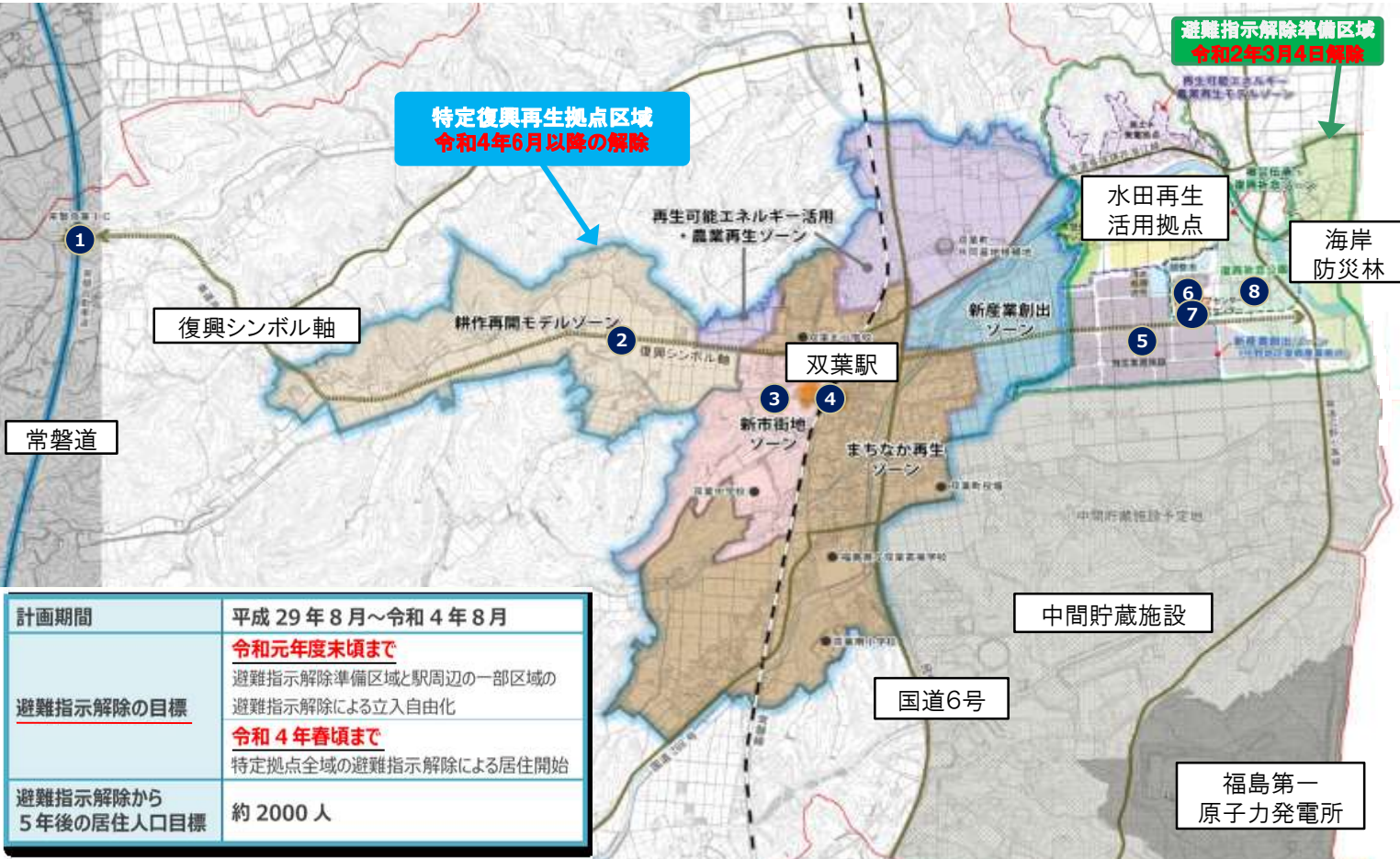
4 JR双葉駅自由通路等整備

令和2年3月にJR常磐線が全線再開し、双葉駅も新たな駅舎に生まれ変わり、駅東と駅西を行き来できる自由通路が整備されました。



東口イメージバス（JR東日本水戸支社提供）

◀ 令和2年3月14日供用開始 ▶



計画期間	平成 29 年 8 月～令和 4 年 8 月 令和元年度末頃まで
避難指示解除の目標	避難指示解除準備区域と駅周辺の一部区域の 避難指示解除による立入自由化 令和 4 年春頃まで
避難指示解除から 5 年後の居住人口目標	特定拠点全域の避難指示解除による居住開始 約 2000 人

5 中野地区復興産業拠点整備

町内事業者の事業再開や、企業進出を促すべく、約50haに及ぶ産業団地の造成及び事業用地の提供を行っています。



◀ 順次造成完了、用地提供開始済 ▶

【企業立地状況】立地予定…20件24社、うち、11社が操業開始。

6 東日本大震災・原子力災害伝承館

震災・事故の記録・教訓等を広く国内外に伝え、復興に向けた取組みを伝える「学び」の場が、県により整備されました。



◀ 令和2年9月20日開館 ▶

7 双葉町産業交流センター(F-BICC)

中野地区復興産業拠点の中核的施設として、⑥「東日本大震災・原子力災害伝承館」や⑧「復興祈念公園」に隣接し、交流の拠点となる複合施設です。



◀ 令和2年10月1日開業 ▶

8 福島県復興祈念公園

犠牲者への追悼と鎮魂を行うとともに、復興への強い意志を国内外へ発信する公園が整備されます。⑥「東日本大震災・原子力災害伝承館」と隣接しており、復興ツーリズムの中核となる公園です。



※掲載した画像は現時点での整備イメージを示したものです。

◀ 令和2年9月20日一部供用開始 ▶

復興まちづくり計画(第三次)の策定にむけたスケジュール

